



青森県報

第二千八百八十三号

平成十五年六月六日(金曜日)

目次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告 示

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
 知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……二
 児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……二
 改良普及員資格試験の実施……………(農林水産政策課) ……三
 海岸保全区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) ……三

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課) ……四
 土地改良区連合の解散……………(農村整備課) ……五
 公安委員会……………(生活安全課) ……五

型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……五

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年六月六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

青森県規則第五十七号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表白銀台団地の項中「二百二戸」を「二百七戸」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

告 示

青森県告示第四百三三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年六月六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

名称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定期月日
社会福祉法人誠風会	弘前市大字清野の袋字岡部四三三	居宅介護事業	訪問介護センター 幸陽	弘前市大字清野の袋字岡部四三三	平成二五・六・一
有限会社友	黒石市大字上町二五の二	居宅介護事業	介護サービス「よう」	黒石市大字上町二五の二ロック上町一〇一	〃
社会福祉法人若菜会	五所川原市大字長峰の一田野目字長峰	居宅介護事業	あかねホール 派遣センター	五所川原市大字長峰の一田野目字長峰	〃
社会福祉法人若菜会	五所川原市大字長峰の一田野目字長峰	短期入所事業	あかねセンター	五所川原市大字長峰の一田野目字長峰	〃
有限会社サデンライズメ	上北郡上北町旭南三丁目四七一の二	居宅介護事業	サンライズ ビス	上北郡上北町旭南三丁目二九六の三	〃
社会福祉法人ファミリ	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	短期入所事業	ハピネス	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	〃
社会福祉法人松緑福祉会	上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢一三〇の二三	居宅介護事業	六ヶ所村ホームヘルパーセンター	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂九二の七	〃
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区目九	居宅介護事業	アイリス ケアセンター	三沢市大町八の三	〃

青森県告示第四百四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年六月六日

名称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定期月日
社会福祉法人光仁会	むつ市大字奥内字竹立九	居宅介護事業	特別養護老人ホーム 恵光園	むつ市大字奥内字竹立九	平成二五・六・一
社会福祉法人光仁会	むつ市大字奥内字竹立九	短期入所事業	特別養護老人ホーム 恵光園	むつ市大字奥内字竹立九	〃
社会福祉法人若菜会	五所川原市大字長峰の一田野目字長峰	居宅介護事業	あかねホール 派遣センター	五所川原市大字長峰の一田野目字長峰	〃
社会福祉法人若菜会	五所川原市大字長峰の一田野目字長峰	短期入所事業	あかねセンター	五所川原市大字長峰の一田野目字長峰	〃
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区目九	居宅介護事業	アイリス ケアセンター	むつ市大字奥内字北関根二〇五の四	〃

青森県告示第四百五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年六月六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小堀安雄

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小堀安雄

指定居宅支援事業者		児童居宅支援の種類		児童居宅生活支援事業を行う事業所		指定期日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	年月日
社会福祉法人抱民舎	中津軽郡岩木町大字高屋字安田七三五の三	であいの家あうん	中津軽郡岩木町大字高屋字安田七三五の三			平成一五・六・一

青森県告示第四百六号

平成十五年度改良普及員資格試験を次のとおり施行するので、青森県改良普及員資格試験に関する条例（昭和二十七年十二月青森県条例第八十九号）第五条第一項の規定により公示する。

平成十五年六月六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 試験の実施期日

平成十五年九月二十五日（木）及び同月二十六日（金）

二 試験の場所

青森市橋本一丁目二の二五

青森県教育会館

三 受験願書の受付期間

平成十五年六月十六日（月）から七月七日（月）まで。ただし、郵送による場合は七月七日までの消印のあるものは有効とする。

四 その他

1 受験者は、次の書類を青森県農林水産部農林水産政策課農業改良普及グループあて提出すること（封筒に改良普及員受験願書在中と朱書きすること。）。

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 最終学校卒業（修了）証明書若しくは卒業（修了）見込証明書又は大学入学資格検定合格証明書

(四) 写真（出願前六か月以内に撮影した正面向、上半身、無帽で縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものを貼付すること。）

(五) 青森県改良普及員資格試験に関する条例第二条第二号、第三号又は第四号に規定する職務に従事した期間を有する者は、職務従事期間証明書

(六) 青森県改良普及員資格試験に関する条例第三条第一項又は第二項の規定による認定を受ける者は、認定申請書

(七) 受験手数料は、徴収しない。

2 受験票は、受験資格を有する者に直接送付する。

3 受験願書等の用紙を郵送で請求する場合は、百二十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角型二号）を同封すること。

4 試験に関する問い合わせ先

青森県農林水産部農林水産政策課農業改良普及グループ（電話〇一七 七三二

一一一 内線三三三四）

青森県告示第四百七号

昭和五十七年十二月二十八日青森県告示第九百九十号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年六月六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

表中陸奥湾沿岸横浜海岸向平地区海岸の項を次のように改める。

陸奥湾	横浜	向平	上北郡横浜町字向平八の三地先の百目木・吹越海岸保全区域の線を起点にして北の方向に海岸線に沿って二、〇三〇メートル進んだ地点同町字イタヤノ木一〇六地先の横浜漁港区域の南側境界線までの区間において、陸域は海岸線に並行に陸側へ一五メートル進んだ線まで、海域は起点から北の方向に海岸線に沿って一、二三〇メートル進んだ線から横浜漁港区域の南側境界線までの区間は海岸線に平行に海側へ三〇〇メートル進んだ線まで、その他の区間は海岸線に平行に海側へ五〇メートル進んだ線まで、以上の線に囲まれた区域
-----	----	----	--

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア大湊バイパス店
むつ市文京町三二〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年一月二十日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六七九平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
九六台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐輪場の位置及び収容台数

五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

八三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二七立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午前零時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十五年五月二十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十五年六月六日から同年十月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十月六日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区連合の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第六十七條第一項第一号の規定により、浪岡ダム土地改良区連合は平成十五年五月三十日解散したので、同法第八十四条において準用する同法第六十七條第三項の規定により公告する。

平成十五年六月六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十五年六月六日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR雀皇R	タイヨーエレクトク株式会社
"	CR雀皇L	"
"	CR雀皇M	"
"	CR雀皇S	"
"	CRワンダーパークN	株式会社藤商事
"	CR海ですGS2	株式会社ソフィア
"	CR海ですVS2	"
"	CR海ですV2	"
"	CR脱獄ブラザーズT	豊丸産業株式会社
"	CR脱獄ブラザーズM2	"
"	CR・ブラボーファイブFJ1	株式会社平和
"	CR・ブラボーファイブXJ1	"
回胴式遊技機	シユリ 30	太陽電子株式会社
"	ハオウノブナガ	株式会社ラスタ
"	ヤジキタドウチュウキX	株式会社ミスホ

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭